

厚生労働省、

令第一号

経済産業省

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十一条第二項の規定に基づき、家庭用電気治療器の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

厚生労働大臣 坂口 力

経済産業大臣 平沼 赳夫

家庭用電気治療器の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

家庭用電気治療器の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定

厚生省、

める省令（平成五年

令第一号）の一部を次のように改正する。

通商産業省

題名中「家庭用電気治療器」を「血圧計等」に改める。

第一条中「家庭用電気治療器の」を「血压計等（血压計、医薬品注入器、電気マッサージ器、家庭用電気治療器又は電気気泡発生器（浴槽用のものに限る。）をいう。以下同じ。）の」に、「家庭用電気治療器に」を「血压計等に」に、「密閉形アルカリ蓄電池（機器の記憶保持用のものを除く。以下単に「電池」という。）」「を「密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が二百三十四キロクーロン以下のものに限る。））、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、機器の記憶保持用のものを除く。以下同じ。）」に、「電池の」を「はんだ付けによらない密閉形蓄電池の取付け方法の採用、密閉形蓄電池の」に、「消費者」を「消費者又は当該血压計等の保守点検の事業を行う者」に改める。

第二条から第五条までの規定中「家庭用電気治療器」を「血压計等」に、「電池」を「密閉形蓄電池」に改める。

第六条中「家庭用電気治療器」を「血压計等」に、「電池」を「密閉形蓄電池」に、「求められたときは、これに協力する」を「行う」に改める。

附 則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。